

# 平成14年 人口動態統計月報年計(概数)の概況

目 次		頁
調査の概要	.....	1
結果の概要		
1	結果の要約	2
2	出生	4~7
	(1) 出生数	4
	(2) 合計特殊出生率	6
3	死亡	8~15
	(1) 死亡数・死亡率	8
	(2) 死因	10
4	婚姻	16
5	離婚	18
統 計 表		
第1表	人口動態総覧の年次推移	22
第2表	人口動態総覧(率)の年次推移	26
第3表	出生数の年次推移, 母の年齢(5歳階級)別	30
第4表	死亡率(人口10万対)の年次推移, 性・年齢(5歳階級)別	31
第5表	死亡数・死亡率(人口10万対), 死因簡単分類別	34
第6表	死因順位(1~5位)別死亡数・死亡率(人口10万対), 性・年齢(5歳階級)別	38
第7表	人口動態総覧, 都道府県(13大都市再掲)別	44
第8表	人口動態総覧(率), 都道府県(13大都市再掲)別	46
第9表	主な死因の死亡数・死亡率(人口10万対), 都道府県(13大都市再掲)別	48
参 考		
表1	人口動態総覧(率)の国際比較	50
表2	分母に用いた人口	50~52

**厚生労働省大臣官房統計情報部**

担当係 : 人口動態・保健統計課 月報調整係  
電話 : 03-5253-1111 (内線 7476)  
          03-3595-2813 (ダイヤル)

この概況資料は、厚生労働省ホームページに掲載しています。

掲載場所 : 「統計情報」 → 「最近公表の統計資料」 → 「平成14年人口動態統計月報年計(概数)の概況」  
(URL) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai02/index.html>

# 調 査 の 概 要

- 1 調査の目的           我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査の対象及び客体           「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としているが、本概況では平成14年に日本において発生した日本人の事象を客体とした。
- 3 調査の期間           平成14年1月1日～平成14年12月31日
- 4 調査の方法           市区町村長は、出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の届書に基づいて人口動態調査票を作成する。
- 5 報告の系統           市区町村——保健所——都道府県——厚生労働省  

保健所を  
設置する市・特別区
- 6 結果の集計           集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

## 利用上の注意

- 1 印刷公表している人口動態統計の資料は次のとおりである。

人口動態統計速報	人口動態統計月報	人口動態統計年報
数値：調査票を作成した数  集計客体：日本における日本人及び外国人、並びに外国における日本人 いずれも前年以前発生のものを含む 公表：毎月 (調査月の約2か月後)	数値：概数  集計客体：日本における日本人(前年以前発生ものを除く) 公表：毎月 (調査月の約5か月後) ※：毎年(年間合計) (調査年の翌年6月ころ)	数値：確定数 (概数に修正を加えたもの) 集計客体：日本における日本人(日本における外国人、外国における日本人及び前年以前発生ものは別掲) 公表：毎年 (調査年の翌年9月ころ)

※本概況は中央の破線の部分である。

## 2 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のありえない場合	.
計数不明又は計数を表章することが不適切な場合	…
比率が微小(0.05, 0.00005未満)の場合	0.0, 0.0000
減少数(率)の場合	△

## 3 用語の説明

- 自然増加：出生数から死亡数を減じたもの
- 乳児死亡：生後1年未満の死亡
- 新生児死亡：生後4週未満の死亡
- 早期新生児死亡：生後1週未満の死亡
- 死産：妊娠満12週以後の死児の出産
- 周産期死亡：妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの
- 合計特殊出生率：15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

- 4 この概況で使用した数値は、平成13年以前は確定数である。
- 5 昭和47年以前は沖縄県を含まない数値である。昭和19～21年は資料不備のため省略した。
- 6 都道府県別の表章は、出生は子の住所、死亡は死亡者の住所、死産は母の住所、婚姻は夫の住所、離婚は別居する前の住所による。

## 結果の概要

### 1 結果の要約

#### (1) 出生数は減少

出生数は115万3866人で、前年の117万662人より1万6796人減少し、出生率（人口千対）は9.2で、前年の9.3を下回った。

出生数を母の年齢（5歳階級）別にみると、20歳代後半で大幅に減少している。

#### (2) 死亡数は増加

死亡数は98万2371人で、前年の97万331人より1万2040人増加し、死亡率（人口千対）は7.8で、前年の7.7を上回った。

死因別にみると、死因順位の第1位は悪性新生物、第2位は心疾患、第3位は脳血管疾患となっている。全死亡者に占める割合はそれぞれ、31.0%、15.5%、13.2%であり、死亡者のおよそ3人に1人は悪性新生物で死亡したことになる。

#### (3) 自然増加数は減少

出生と死亡の差である自然増加数は17万1495人で、前年の20万331人より2万8836人減少し、自然増加率（人口千対）は1.4で、前年の1.6を下回り、自然増加数とともに、明治32年以降最低となった。

死亡数が出生数を上回った県は前年は14県であったが、平成14年は、秋田県（平成5年以降）、山口県（平成4・5・7年以降）、新潟県（平成11・13年以降）、高知県（平成2年以降）、鹿児島県（平成7・9年以降）等、16県となった。

#### (4) 死産数は減少

死産数は3万6980胎で、前年の3万7467胎より487胎減少したが、死産率（出産（出生＋死産）千対）は31.1で、前年の31.0を上回った。

(5) 婚姻件数は減少

婚姻件数は75万7331組で、前年の79万9999組より4万2668組減少し、婚姻率（人口千対）は6.0で、前年の6.4を下回った。

平均初婚年齢は夫29.1歳、妻27.4歳で、前年より夫は0.1歳、妻は0.2歳上昇している。

なお、妻は平成4年以降上昇し続けている。

(6) 離婚件数は増加

離婚件数は28万9838組で、前年の28万5911組より3927組増加し、離婚率（人口千対）は2.30で、前年の2.27を上回り、離婚件数とともに明治32年以降最高となった。

表1 人口動態総覧

	実 数			1) 率		平均発生間隔	
	平成14年	平成13年	対前年増減	平成14年	平成13年	平成14年	平成13年
出 生	1 153 866	1 170 662	△ 16 796	9.2	9.3	分 秒	分 秒
死 亡	982 371	970 331	12 040	7.8	7.7	32"	33"
乳児死亡	3 496	3 599	△ 103	3.0	3.1	150' 21"	146' 02"
新生児死亡	1 936	1 909	27	1.7	1.6	271' 29"	275' 20"
自然増加	171 495	200 331	△ 28 836	1.4	1.6	...	...
死 産	36 980	37 467	△ 487	31.1	31.0	14' 13"	14' 02"
自然死産	15 144	15 704	△ 560	12.7	13.0	34' 42"	33' 28"
人工死産	21 836	21 763	73	18.3	18.0	24' 04"	24' 09"
周産期死亡	6 350	6 476	△ 126	5.5	5.5	82' 46"	81' 10"
妊娠満22週 以後の死産	4 976	5 114	△ 138	4.3	4.3	105' 38"	102' 47"
早期新生児 死 亡	1 374	1 362	12	1.2	1.2	382' 32"	385' 54"
婚 姻	757 331	799 999	△ 42 668	6.0	6.4	42"	39"
離 婚	289 838	285 911	3 927	2.30	2.27	1' 49"	1' 50"

	平成14年	平成13年
合計特殊出生率	1.32	1.33

注：1) 出生・死亡・自然増加・婚姻・離婚率は人口千対。乳児・新生児・早期新生児死亡率は出生千対。死産率は出産（出生＋死産）千対。周産期死亡率及び妊娠満22週以後の死産率は出産（出生＋妊娠満22週以後の死産）千対である。

## 2 出生

### (1) 出生数

平成14年の出生数は115万3866人で、前年の117万662人より1万6796人減少した。

第1次ベビーブーム期（昭和22～24年）に生まれた女性が出産したことにより、46～49年には第2次ベビーブームとなり1年間に200万人を超える出生数であった。50年以降は毎年減少し続け、平成4年以降は増加と減少をくりかえしながら、ゆるやかな減少傾向であったが、平成14年は前年に引き続いて減少した。（図1）

出生率（人口千対）は9.2で、前年の9.3を下回った。

出生数を母の年齢（5歳階級）別にみると、20歳代後半で大幅に減少している（表2）。

第1子出生時の母の平均年齢は上昇傾向にあり、平成14年は28.3歳である（表3）。

**表2 母の年齢（5歳階級）別にみた出生数**

母の年齢	出生数			対前年増減	
	平成12年	平成13年	平成14年	13年-12年	14年-13年
1) 総数	1 190 547	1 170 662	1 153 866	△ 19 885	△ 16 796
～14歳	43	45	52	2	7
15～19	19 729	20 920	21 349	1 191	429
20～24	161 361	157 077	152 496	△ 4 284	△ 4 581
25～29	470 833	450 013	425 817	△ 20 820	△ 24 196
30～34	396 901	399 808	406 486	2 907	6 678
35～39	126 409	127 336	131 043	927	3 707
40～44	14 848	15 047	16 201	199	1 154
45～49	396	398	396	2	△ 2
50歳以上	6	4	10	△ 2	6

注：1) 総数には母の年齢不詳を含む。

図1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移

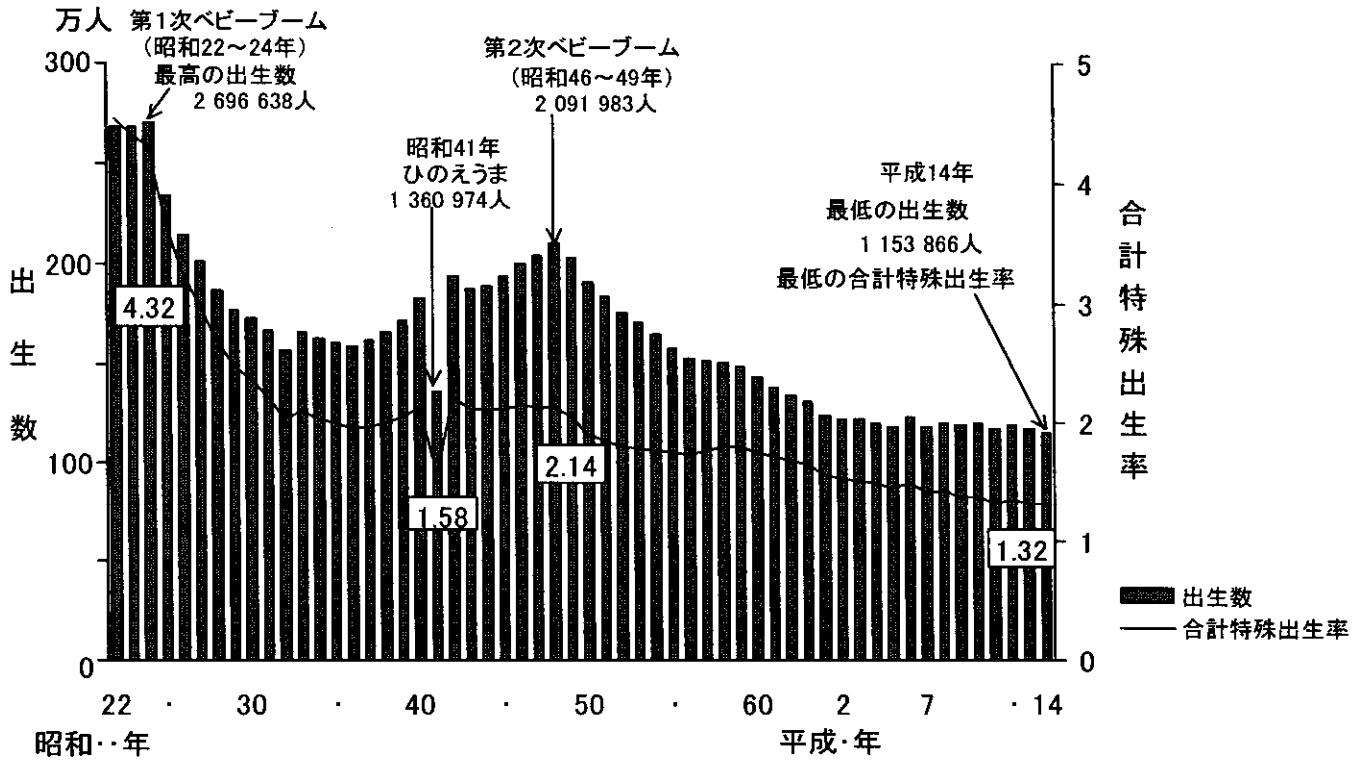


表3 第1子出生時の母の平均年齢の年次推移

	昭和40年	50	60	平成7年	12	13	14
平均年齢	25.7 歳	25.7	26.7	27.5	28.0	28.2	28.3

## (2) 合計特殊出生率

平成14年の合計特殊出生率は1.32で、前年の1.33を下回った。

昭和40年代はほぼ2.1台で推移していたが、50年に2.00を下回ってから低下を続け、平成14年は1.32となった(統計表第2表)。

年齢階級別に内訳をみると、前年に比べ20～39歳で低下がみられ、特に25～29歳は顕著である。

なお、35～39歳は、昭和55年以降毎年上昇を続けていたが、平成14年は減少となった(表4、図2)。

都道府県別にみると、合計特殊出生率が高いのは沖縄県(1.76)、福島県(1.57)、佐賀県・宮崎県(1.56)等で、低いのは東京都(1.02)、京都府(1.17)、奈良県(1.21)等大都市を含む地域であった(表5、図3)。

**表4 合計特殊出生率の年次推移(年齢階級別内訳)**

年齢	合計特殊出生率							対前年増減	
	昭和40年	50	60	平成7年	12	13	14	13年-12年	14年-13年
合計	2.14	1.91	1.76	1.42	1.36	1.33	1.32	△ 0.03	△ 0.01
15～19歳	0.0205	0.0205	0.0229	0.0185	0.0269	0.0289	0.0298	0.0020	0.0009
20～24	0.5503	0.5128	0.3173	0.2022	0.1965	0.1980	0.1979	0.0015	△ 0.0001
25～29	1.0246	0.9331	0.8897	0.5880	0.4967	0.4782	0.4648	△ 0.0185	△ 0.0134
30～34	0.4324	0.3569	0.4397	0.4677	0.4620	0.4425	0.4411	△ 0.0195	△ 0.0014
35～39	0.0958	0.0751	0.0846	0.1311	0.1572	0.1659	0.1633	0.0087	△ 0.0026
40～44	0.0148	0.0106	0.0094	0.0148	0.0194	0.0199	0.0213	0.0005	0.0014
45～49	0.0009	0.0004	0.0003	0.0004	0.0005	0.0005	0.0005	0.0000	0.0000

注：年齢階級別の数値は各歳別出生率を合計したものである。

図2 合計特殊出生率の年次推移（年齢階級別内訳）

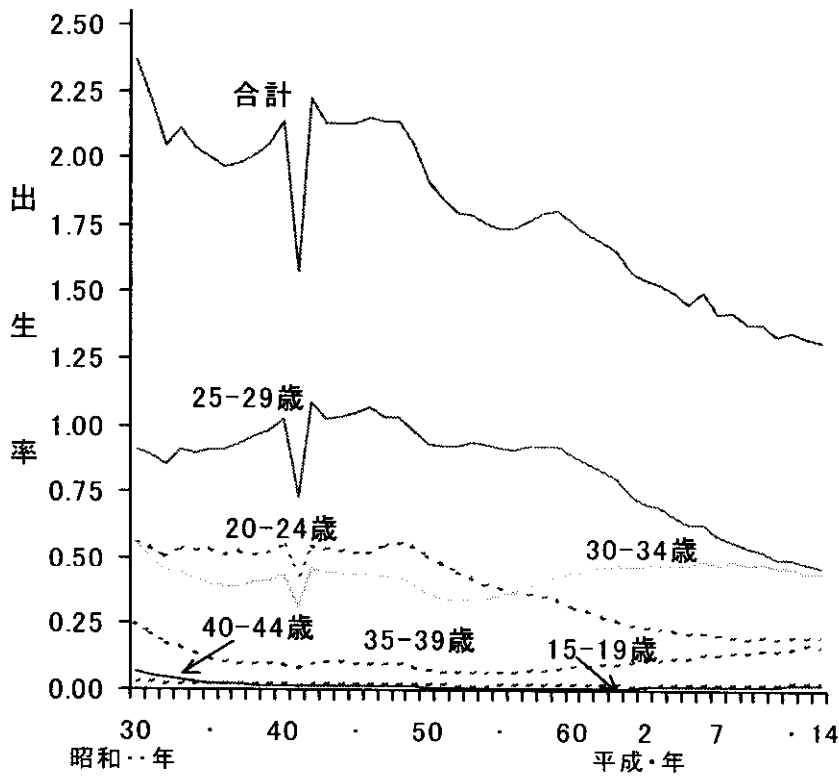


図3 都道府県別合計特殊出生率（平成14年）

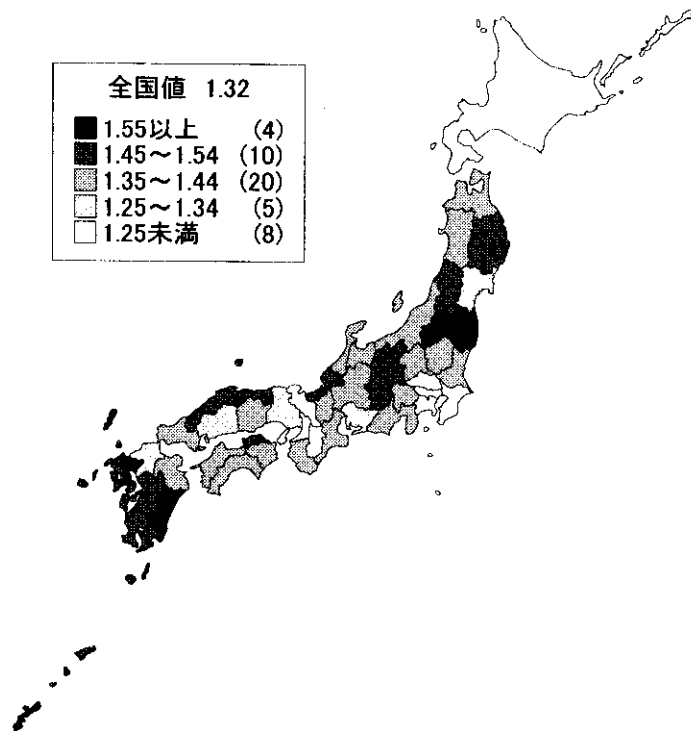


表5 都道府県別に見た合計特殊出生率

都道府県	平成14年	平成13年
全 国	1.32	1.33
北 海 道	1.22	1.21
青 森 県	1.44	1.47
岩 手 県	1.50	1.52
宮 城 県	1.31	1.33
秋 田 県	1.37	1.40
山 形 県	1.54	1.58
福 島 県	1.57	1.60
茨 城 県	1.38	1.40
栃 木 県	1.40	1.43
群 馬 県	1.41	1.42
埼 玉 県	1.23	1.24
千 葉 県	1.24	1.24
東 京 都	1.02	1.00
神 奈 川 県	1.22	1.22
新 潟 県	1.38	1.45
富 山 県	1.41	1.40
石 川 県	1.37	1.40
福 井 県	1.51	1.52
山 梨 県	1.39	1.42
長 野 県	1.47	1.50
岐 阜 県	1.38	1.37
静 岡 県	1.41	1.40
愛 知 県	1.34	1.36
三 重 県	1.40	1.38
滋 賀 県	1.44	1.46
京 都 府	1.17	1.20
大 阪 府	1.22	1.24
兵 庫 県	1.29	1.29
奈 良 県	1.21	1.22
和 歌 山 県	1.35	1.41
鳥 取 県	1.51	1.58
島 根 県	1.52	1.60
岡 山 県	1.44	1.46
広 島 県	1.34	1.37
山 口 県	1.41	1.43
徳 島 県	1.36	1.39
香 川 県	1.46	1.43
愛 媛 県	1.35	1.40
高 知 県	1.38	1.42
福 岡 県	1.29	1.31
佐 賀 県	1.56	1.62
長 崎 県	1.48	1.52
熊 本 県	1.50	1.52
大 分 県	1.42	1.48
宮 崎 県	1.56	1.60
鹿 児 島 県	1.52	1.53
沖 縄 県	1.76	1.83

注：分母に用いた人口は、全国は各歳別日本人人口、都道府県は5歳階級別総人口